

○本部要指導事件制度の適正な運用について

道本刑第2997号(生企・交企・公1合同)

平成29年12月18日

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
本部要指導事件については、「ち密な捜査の推進強化について」(平2. 8. 8道本例規第30号。以下「例規通達」という。)に基づき、「本部要指導事件制度の適正な運用について」(平19. 5. 9道本刑第1139号)により運用してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、平成30年1月1日から運用方針を次のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 被疑者逮捕時における報告の厳守

被疑者を逮捕した場合は、当該事件の捜査をする所属(以下「捜査担当所属」という。)の長から、警察本部の当該事件を主管する課長(以下「事件主管課長」という。)に対して、主管部長又は事件主管課長が定めた様式により、被疑者の逮捕報告(以下「逮捕報告」という。)を行うものとする。

なお、札幌方面以外の方面の捜査担当所属の長は、方面本部の当該事件を主管する課長(以下「方面事件主管課長」という。)を経由して逮捕報告を行うものとする。

2 本部要指導事件の適用判断及び報告

捜査担当所属の長は、逮捕後、例規通達第3の6の(3)の事項に基づく本部要指導事件の適用の必要性が生じた場合は、その旨を直ちに事件主管課長に報告(札幌方面以外の方面の捜査担当所属の長は、当該方面事件主管課長を経由)するものとする。

3 事件主管課長の対応

事件主管課長は、捜査担当所属の長から、2の事項による報告を受けた場合又はその報告を受ける前であっても、逮捕報告の内容等を確認した上で、捜査担当所属の長(札幌方面以外の方面の場合は、当該方面事件主管課長及び捜査担当所属の長)と本部要指導事件の指定に関して協議を行うものとする。

4 本部要指導事件の指定の専決

本部要指導事件の指定は、主管部長において、専決することができる。